

I 調査の概要

1 漁業センサス調査の目的

2018年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造ならびに漁村および水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。昭和24年に第1回目の調査が実施され、今回が14回目の調査となる。

2 漁業センサス調査の体系

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象	調査員調査または オンライン調査 (調査員調査は自計申告を基本とし、面接調査も可能。)
	海面漁業地域調査		郵送調査または オンライン調査
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省 地方組織 (統計調査員) 調査対象	調査員調査または オンライン調査 (調査員調査は自計申告を基本とし、面接調査も可能。また、郵送により配布し、回収を郵送または職員が行うことも可能。)
	内水面漁業地域調査		郵送調査または オンライン調査
流通加工 調査	魚市場調査		調査員調査または オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		調査員調査または オンライン調査

3 調査の対象（海面漁業調査漁業経営体調査）

海面に沿う市区町村および漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

なお、漁業経営体とは、過去1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）に利潤または生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕

または養殖の事業を行った世帯または事業所をいう。(ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。)

福井県の調査対象市町は以下のとおり。

調査対象市町：福井市、敦賀市、小浜市、あわら市、坂井市、南越前町、越前町、美浜町、
(11市町) 高浜町、おおい町、若狭町

4 調査事項（海面漁業調査漁業経営体調査）

漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

個人経営体の世帯の状態および世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

5 調査期日

平成30年11月1日現在（流通加工調査は平成31年1月1日現在）で実施した。

